

# 特定非営利活動法人 JDP フリーランス支援機構 定款

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(名称)

本法人は、特定非営利活動法人 JDP フリーランス支援機構と称する。

### 第 2 条(事務所)

本法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

## 第 2 章 目的および事業

### 第 3 条(目的)

本法人は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) すべての業種に従事するフリーランス、一人親方、個人事業主等に対し、労災保険制度等の活用支援を通じて、安心して働くことのできる労働環境の整備に寄与すること。
- (2) 高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対し、フリーランス等の訪問による見守り及び安否確認を行う事業を通じて、孤立の防止及び地域の安全向上に寄与すること。
- (3) 子ども及び地域住民に対し、食事の提供、居場所づくり、交流機会の提供、生活支援及び食育活動を行う事業を通じて、子どもの健全育成及び地域福祉の増進に寄与すること。
- (4) 障害者(難病患者を含む)に対して、就労の機会の提供や生産活動の場を提供するとともに、職業能力の向上や社会参加、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する事業を通じて、すべての人が共に支え合い、尊厳を持って生きられる地域社会の実現と福祉の増進に寄与すること。

### 第 4 条(特定非営利活動の種類)

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- (2) 地域安全活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 第5条(事業)

本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フリーランス・一人親方・個人事業主等に対する労災保険特別加入及び給付金申請の支援事業
- (2) 高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対する訪問による見守り及び安否確認を行う事業
- (3) 子ども及び地域住民に対するこども食堂の運営並びに食事提供、居場所づくり、交流促進、生活支援及び食育に関する事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

## 第3章 会員

#### 第6条(会員の種別)

本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 : 本法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 : 本法人の活動を賛助する個人又は団体

#### 第7条(入会)

- (1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条(会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### 第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

#### 第12条(種別及び定数)

1. 本法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち、1人を理事長とする。

#### 第13条(選任等)

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

#### 第14条(職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### 第15条(任期等)

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第16条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第17条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第18条(報酬等)

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第19条(職員)

1. 本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2. 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### 第20条(種別)

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第21条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

#### 第23条(開催)

1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書

面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3. 総会は、物理的な会場における開催のほか、情報通信の技術を利用する方法により、インターネット等を用いたオンライン会議として開催することができる。この場合において、正会員はその方法により出席し、議決権を行使することができる。

#### 第 24 条(招集)

1. 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

#### 第 25 条(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第 26 条(定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 27 条(議決)

1. 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### 第 28 条(表決権等)

1. 各正会員の表決権は、平等とする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第2項、次条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 29 条(議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### 第 30 条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第 31 条(権能)

理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の軽微な変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 32 条(開催)

1. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
2. 理事会は、物理的な会場における開催のほか、情報通信の技術を用いた会議(オンライン会議)として開催することができる。この場合において、理事はその方法により出席し、議決権を行使することができる。

### 第 33 条(招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 34 条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第 35 条(議決)

1. 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 36 条(表決権等)

1. 各理事の表決権は、平等とする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第 37 条(議事録)

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### 第 38 条(資産の構成)

本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### 第 39 条(資産の区分)

本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### 第 40 条(資産の管理)

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第 41 条(会計の原則)

本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第 42 条(会計の区分)

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### 第 43 条(事業計画及び予算)

本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第 44 条(暫定予算)

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第 45 条(予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 46 条(事業報告及び決算)

1. 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 47 条(事業年度)

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 48 条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更および解散

#### 第 49 条(定款の変更)

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第 50 条(解散)

1. 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第51条(残余財産の帰属)

本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、京都市に譲渡するものとする。

#### 第52条(合併)

本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### 第53条(公告の方法)

本法人の公告は、電子公告により行うものとし、法人のウェブサイト(<https://jdp.jp/digitalpublicnotice/>)に掲載して行う。ただし、法令で定める事由及び事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

#### 第54条(細則)

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1. 本定款は、本法人の成立の日から施行する。

2. 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 小山 和久  
理 事 岸田 至弘  
理 事 前川 亜連  
監 事 山内 明子
3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 本法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
6. 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
(1)正 会 員 会 費                      0 円／年  
(2)賛助会員会費 一口 1,000 円／年(一口以上)

#### 附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

# 令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 JDP フリーランス支援機構

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、前年度に確立した支援体制を基盤に、各事業の安定的な運営と対象者の拡大を図るとともに、地域社会との連携強化を進める。

特に、労災保険特別加入支援においては、令和7年度は運送業および建設業に限られていたが、令和8年度には新たに全業種を対象とした特別加入団体(組合)を設立し、より幅広いフリーランス・個人事業主への活用支援を実現する。

見守り事業においても、運用体制の整備とサービスの質の向上に努め、行政機関・地域団体との連携による包括的な支援体制の構築を推進する。

また、地域福祉の充実を図るため、子ども及び地域住民を対象としたこども食堂の運営、食事提供、居場所づくり、交流促進及び食育支援に関する事業を新たに実施し、地域交流の促進及び孤立防止に取り組む。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業について、実施に向けた体制整備及び準備を進め、障害者の社会参加及び自立支援に寄与する。

加えて、法人の信頼性向上を目的とした広報活動の充実や、助成金・補助金の活用による財政基盤の強化にも注力する。

2 事業の実施に関する事項  
 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
(1)フリーランス・一人親方・個人事業主等に対する労災保険特別加入及び給付金申請の支援事業	フリーランス・一人親方・個人事業主等に対し、労災保険特別加入及び給付金申請の支援事業を行う	通年(随時) オンライン対応 10名	全国のフリーランス・一人親方・個人事業主 500名	5000
(2)高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対する訪問による見守り及び安否確認を行う事業	高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対し、地域住民・利用者からの依頼に基づき、訪問・声かけ・緊急時通報等を行う	通年(随時) 京都市内 10名	依頼があった者 100件/月	1200
(3)子ども及び地域住民に対するこども食堂の運営並びに食事提供、居場所づくり、交流促進、生活支援及び食育に関する事業	子ども及び地域住民に対し、こども食堂の運営、食事提供、交流機会の創出、居場所づくり、生活相談及び食育支援を行う。	通年(随時) 京都市内 5名	子ども及び地域住民 500名	480
(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する就労支援、生活支援、相談支援等の障害福祉サービス事業の実施に向けた準備及び体制整備を行う。	通年(随時) 京都市内 5名	障害者 50名	2000

# 令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 JDP フリーランス支援機構

## 1 事業実施の方針

令和9年度は、前年度までに整備した支援体制を基盤に、各事業の安定的な運営と対象者の拡大を図るとともに、地域社会との連携強化を進める。

特に、労災保険特別加入支援においては、全業種を対象とした特別加入団体(組合)の安定運営及び制度普及を推進し、より幅広いフリーランス・個人事業主への支援体制の充実を図る。

見守り事業においても、運用体制の整備とサービスの質の向上に努め、行政機関・地域団体との連携による包括的な支援体制の構築を推進する。

また、地域福祉の充実を図るため、子ども及び地域住民を対象としたこども食堂の運営、食事提供、居場所づくり、交流促進及び食育支援に関する事業を継続的に実施し、地域交流の促進及び孤立防止に取り組む。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業について、実施に向けた体制整備及び準備を進め、障害者の社会参加及び自立支援に寄与する。

加えて、法人の信頼性向上を目的とした広報活動の充実や、助成金・補助金の活用による財政基盤の強化にも注力する。

2 事業の実施に関する事項  
 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1)フリーランス・一人親方・個人事業主等に対する労災保険特別加入及び給付金申請の支援事業	フリーランス・一人親方・個人事業主等に対し、労災保険特別加入及び給付金申請の支援事業を行う	通年(随時) オンライン対応 10名	全国のフリーランス・一人親方・個人事業主 500名	5000
(2)高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対する訪問による見守り及び安否確認を行う事業	高齢者・独居者・障害者等の地域において支援を必要とする者に対し、地域住民・利用者からの依頼に基づき、訪問・声かけ・緊急時通報等を行う	通年(随時) 京都市内 10名	依頼があった者 100件/月	1200
(3)子ども及び地域住民に対するこども食堂の運営並びに食事提供、居場所づくり、交流促進、生活支援及び食育に関する事業	子ども及び地域住民に対し、こども食堂の運営、食事提供、交流機会の創出、居場所づくり、生活相談及び食育支援を行う。	通年(随時) 京都市内 5名	子ども及び地域住民 500名	480
(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する就労支援、生活支援、相談支援等の障害福祉サービス事業の実施に向けた準備及び体制整備を行う。	通年(随時) 京都市内 5名	障害者 50名	2000

# 令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人JDPフリーランス支援機構  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金			
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
特別労災事業	7,000,000		
訪問見守り事業	1,500,000		
こども食堂事業	0		
障害福祉サービス事業	2,000,000		
事業収益計		10,500,000	
5. その他収益			
経常収益計			10,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
(2) その他経費			
労災保険料	4,900,000		
業務委託費	1,800,000		
広告宣伝費	1,500,000		
仕入れ	480,000		
その他経費計	8,680,000		
事業費計		8,680,000	
2. 管理費			
経常費用計			8,680,000
当期経常増減額			1,820,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			1,820,000
前期繰越正味財産額			3,838,000
次期繰越正味財産額			5,658,000

# 令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人JDPフリーランス支援機構  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金			
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
特別労災事業	7,000,000		
訪問見守り事業	1,500,000		
こども食堂事業	0		
障害福祉サービス事業	2,000,000		
事業収益計		10,500,000	
5. その他収益			
経常収益計			10,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
(2) その他経費			
労災保険料	4,900,000		
業務委託費	1,800,000		
広告宣伝費	1,500,000		
仕入れ	480,000		
その他経費計	8,680,000		
事業費計		8,680,000	
2. 管理費			
経常費用計			8,680,000
当期経常増減額			1,820,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			1,820,000
前期繰越正味財産額			5,658,000
次期繰越正味財産額			7,478,000